## 兵庫県の最低賃金

兵 庫 労 働 局

## ☆地域別最低賃金

兵庫県最低賃金

時間額 1, 116円

(+64)

発効日

令和7年10月4日

☆兵庫県内の事業場で働くすべての労働者について、こ の兵庫県最低賃金が適用されます。

## ☆特定(産業別)最低賃金

最低賃金の種類	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗料製造業	1,158 円 (+ 59) <sup>令和7年12月1日発効</sup>	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者(1) 塗料製造業(2) (1)に掲げる企業において管理、補助的経済活動を行う事業所(3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入札後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、 箱詰め、ラベルはり、値札つけ、検数若しくは選別の業務
鉄 鋼 業	1, 180 円 (+ 64) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄鋼業 (2) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に 掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 軽易な運搬の業務
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	1,150 円 (+ 63) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業 (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機 ば器具・理ビ学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光 学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く。) (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)か ら(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務 ハ 塗装におけるマスキングの業務 - 整易な運搬又は工具者しくは部品の整理の業務 ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
電子部品・デバイス・電子回路 製造業、電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業	1,117 円 (+ 64) 令和7年12月1日発効	長庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (精報信機械器具製造業 (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の名であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清陽、行付、軽忍な運搬又は開いの業務 ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤 苦しくは卓上ボール壁や他にれたに埋っる場合である。 小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送 格、洗浄、取備え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、 ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、パリ取り、組線、巻線、はんだ 付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、 検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付け の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
輸送用機械器具製造業	1, 188 円 (+ 62) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄道車両・同部分品製造業 (2) 船舶製造・修理架、舶用機関製造業 (3) 航空機・同附属品製造業 (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 (5) その他の輸送用機械器具製造業(目転車・同部分品製造業を除く。)(6) ((1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粋特株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。) *「自動車・同附属部品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されます。	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は解いの業務 ロ 塗装におけるマスキングの業務 ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ス 料料の送給、洗浄、取補え、刻印打ち又は結束の業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業	1,117 円 (+ 64) <sup>令和7年12月1日発効</sup>	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業を除(。) (2) (1)に相ばう産業において管理・動助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部 品の整理の業務 ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業 務
自動車小売業	1,116 円 改正なし <sup>令和7年10月4日発効</sup>	※自動車小売業においては令和7年度の金額改正がなかったことから、 令和7年10月4日以降、兵庫県最低賃金(1,116円)が適用されています。	

「繊維工業」、「各種商品小売業」は令和7年10月4日から 兵庫 県 最 低 賃 金 ( 1,116 円) が 適 用 さ れ て い ま す 。

労働基準局広報キャラクター たしかめたん

※ 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は金額の高いものが適用となります(最賃法第6条)。

例:塗料製造業最低賃金

令和7年11月30日まで 1,099円 (現行) < 地域別最低賃金 1,116円  $\rightarrow$  地域別最低賃金を適用 令和7年12月1日以降 1,158円 (改正後) > 地域別最低賃金 1,116円  $\rightarrow$  特定最低賃金を適用

